

アングロ・サクソン時代の教会区制度と教区司祭

田 卷 敦 子

池 上 忠 弘

序

ローマ帝国の十分に文明化された地域のキリスト教では、信徒は司教を中心に集まり、司教はまた自分の司祭、助祭、その他の下級聖職者に取り囲まれていた。そして教皇を頂点とするローマ・カトリック教会のハイアラキー hierarchy の下部分に組み込まれている教区司祭、私たちは十四世紀後半にチヨースーサーが描いた教区司祭 parson を考える時、こうした概念でとらえがちである。しかしこの概念はイングランドには当てはまらない。

五九七年、アウグスチヌスが初代カンタベリ大司教に就いてからノルマン征服の一〇六六年まで、約四世紀間に、イングランドには三種類の教会が出来ていた。まず俗人の領主によって建てられたアングロ・サクソン人の教区教会、次に修道士と司祭を育成するための教会すなわち修道院と修道参事会、第三に初期司教座大聖堂、この三種類である。そして教区教会は当時二五〇あったと言われる。ほぼこれに近い数の教区司祭がいたのであろう。

彼らほどのような仕組みで生まれ、どういった経過を経てチヨースーサーの教区司祭 parson の先祖になったのだろうか。本稿においてはその歴史的側面の解明を試みた。当

時、教区司祭の個人名が記されるようなことは殆どなかった。ドウムズデイ・ブック *Domesday Book* (二〇八六年) にすらまだ無い。現存する教区司祭のリストの中で最も古い記録は、ノーフォーク州に限れば *Ranworth* 教区教会の「一〇〇年(推定) *Ringolf*」である。次いで同州 *Salle* 教区教会の「一九七七年 *Philip*」、その他は一三〇六年以降の記録しか見当たらない。教区司祭に関するモノグラフは見当たらない。

そこで、サクソン王国の一つ、イースト・アングリア *East Anglia* に焦点をあて、キリスト教がどのように伝道されて司教区が置かれたか、年代を遡って調べてみた。その行間から教区司祭の実体を抽出してみようという試みである。

一章 修道士兼司祭の来島と定着

イングランドにはいつ頃から「司祭 *Priest*」がいたのだろうか。

ブリテン島へのキリスト教の伝道は五九七年、教皇グレゴリウス一世がイタリア人アウグスチヌスを団長とする一

行を、サクソン王国の一つケントに派遣したときに始まる。ちょうど同じ頃、ケルト教会による伝道も開始され、二方面から伝道が行われた。いずれも一行の団長は修道士であって司教である者、そして団長をサポートするために同行した者たちの中には、修道士であって司祭である者が含まれた。これがイングランドに初めて、キリスト教の司祭が現れた記録である。正確には「修道士兼司祭」ということになる。

例えば、カンタベリに到着したのは聖ベネディクト修道会の一団であった。また別のサクソン王国ノーサンブリアには六三五年オズワルド王の招きで、エイダンの布教使節団がアイオウナから来た。エイダンはホーリーアイランドにリンデスフアーン修道院を創建した。エイダンは一人で院長と司教を兼ねていた。

またもう一つのサクソン王国イースト・アングリアの場合、ベードが次のように述べている。

「*Felix* 司教が六三〇年頃、ケントから来てイースト・アングリア人に対し、キリスト教の教義を説教した。」「およびその頃、*Eusebius* という名の聖人がアイerland からバラ・カースルに⁽²⁾来た。」イースト・アングリアの場合キリ

スト教の伝道は、ローマ教会のカンタベリ方面からとアイ
ルランドのケルト教会側との二方面から同時に行われると
いう、ウイットビー会議（六三三年）の議題そのままの顕
著な例がみられた。

このような各地への布教使節団の中に修道士兼司祭が存
在したわけである。しかし、その実像、具体的な働きなど
を知るにはそれを示す史料がないので大変難かしい。そこ
で史料として、ベードの『イギリス人教会史』と、現在ノ
ーフォーク、サフォーク地方の各々の教区教会で発行して
いる各個教会史誌を収集して利用した。

一

イースト・アングリア East Anglia のキリスト教に關す
る最も古い記録は Blythburgh 教区教会にあつた。⁽³⁾ 四一〇
年にローマ人が居住した時のキリスト教化の形跡が残され
ていたという。その場所で六二〇年にイースト・アングリ
ア王国の Redwald 王が洗礼を受けた。彼はまだ異教徒の
習慣を捨てきれないでいたが、六三〇年にその息子 Eorp-
wald が後を継ぎ、イースト・アングリア王国はキリスト
教徒の王によって統治され、キリスト教化が進んだ。しか

し翌年、彼は異教徒によって殺害されてしまう。そこで弟
Sigebert が王となるべくガリアから呼び戻された。シグベ
ルトは熱心なキリスト教徒であり、学識のある人物であつ
た。シグベルトはガリアに追放中に、そこで St. Felix に
出会い、フェリックスから洗礼を受けた。六三一年に即位
すると自分の国の布教を熱望したシグベルトが Burgun-
dia の司教であるフェリックスを帰国の際に伴ってきた
という説と、それ以前にフェリックス自身がケントから赴
いた、という説とがある。

司教フェリックスはカンタベリ大司教ホノリウスのとこ
ろへ行き、イースト・アングリアへの宣教を申し出た。そ
こで大司教ホノリウスはフェリックスに、ノーフォーク地
方とサフォーク地方を網羅する司教区として、ダニッチ
Dunwich に、司教職の座を設置する認可を与えた。実現
したのは二年後の六三三年と思われる。⁽⁴⁾ フェリックスが初
代司教に就任、イースト・アングリアの司教として十七年
間、管理と指導をし、同じ場所で死去した。六四七年か六
四八年のこととされている。⁽⁵⁾

一方、全く同じ頃、シグベルトが王であった時、St. Furseyとその数人の兄弟の二団がアイルランドから来た。

Fursey は五九七年頃、Inisquin 島にある Connaught で生まれ、多分聖ブレンダンによって受洗したものと思われる。幼少から自分で聖書を読み、St. Melan 修道院長の下で学んだ。その後、彼は出身地で十年間福音を宣べ、説教した。その間に Kiltirra 修道院を創建している。献身を申し出た数人の同志とともに西海岸を發つて小島へと伝道のために出かけた。彼の説教に集まつた群衆を嫌つて、その後まもなく彼は一人の弟 Foillan と Ulean、二人の司祭 Gobban, Dicull を含む他の同志とともに、イースト・アングリアに赴いた。六三一年のことであつた。

「彼は王シグベルトから受領した土地に急速に修道院を建設し、修道者規則によつて教えようと努めた。その修道院は森と海の近くにあつて快適であり、元ローマ人の居住地であつた城跡に建てられた。」ベータはアングル人が Conahersburg と呼んだ土地を、イースト・アングリアの檜の森の中に建っている「森」という表現で説明してい

る。

Fursey は Burgh Castle に修道院を建て、自ら修道院長になつた。彼を援助するため、弟 Foillan, Ulean の二人と彼らの同志である Goban, Dicull, Aigise, Eto, Corbican, Radalgus, Caribert が行動を共にしてゐた。⁽⁸⁾ベータ『イギリス人教会史』第三卷十九章は、フルサが修道院を建設し、イースト・アングリア人の間にキリスト教の信仰を説教して歩いたことを記した箇所である。

アイルランドの修道生活は、その發生の地においても、また伝道の地においても多数の聖人を生み出した。フルサも六五三年の死後、その伝道生活をたたえられ六五五年に列聖され、聖人となつた。アイルランド的修道生活の特徴は、遠く未開の地の果てまで歩いて行つて伝道すること、それ自身が苦行を意味する。説教するために一日中荒野をてくてく歩いて来る、これら熱心な愛すべき世俗離れた修道士たちの苦行的だが明るい生活は、イースト・アングリアの人々の心を捉えた。そして人々は彼らの説教を聴くことを喜び、彼らが来るのを待ち望んだ。

数年間、修道士たちの伝道活動は絶え間なく続いた。しかし、Anna 王の時、フルサの修道院は、異教徒のマーシ

アの王 Penda に繰り返し襲われて危険にさらされた。そのせいもあつてフルサの健康が害され、彼は休息の生活のために隠修士になることにした。彼の弟ウルタンは修道院の長期にわたる鍛錬を経て、隠者の生活に入っていた。フルサはこの弟のところへ行き、禁欲と祈りと労働の生活に入った。

ウルタンは後にフォッセの修道院長となり、フルサが埋葬されたペロンヌでアイルランド人の修道士たちを指導した。六八〇年死去。

バラ・カースル修道院では、もう一人の弟フォイランが後継者になった。彼は司祭の Goban, Dicuil, Eto と Madelanus という名の修道士と一緒にあつた。

ところで Fursey に同行した司祭として Gobban, Dicuil, Eto の名が記されるが、彼らがどのようにして司祭に選ばれたかについてはわからない。六五三年、マールシア国の王ベアダ Peada (ベンタの息子) の時の様子を引用してみよう。

「それ故ベアダは、自分と一緒に行ったすべての従者、部族長及び召使い全部の者と共に、アド・ムルム Ad Murum と呼ばれる有名な王の村で司教フィナンにより洗

礼を受けた。そして、学問と生活で彼の国で、教えたり洗礼を施したりするのに適任と思われる四人の司祭を得て、非常な喜びをもって帰国した。ところで、それら司祭といふのはケッド、アッダ、ベッテイ、デイウマであり、デイウマは、アイルランド人 Soenus、他はイギリス人であつた。」(傍点筆者)

後日、ケッドについては、イースト・アングリアのレンドレザム、即ちレンデイルの農園と呼ばれる王の村で、シグベルトから王位を継承したスウイドヘルム王に洗礼を授けている。

マールシア王国アド・ムルム村(王領)、イースト・アングリア王国レンドレザム村(王領)、そうした処で司祭の資質を備えた者が育成されていた様子がうかがえる。一か所から司祭を四人も調達できるということは、多分、そこに修道院が存在したのであろう。

三

アングロ・サクソン時代、イースト・アングリアには、司教や修道院長、そして、王や族長たちによって私的な教会や修道院が多く建てられた。

司教によって建立された例としては、

(a) 「Babingley 峡谷の両斜面にある Rising に、聖フェリックスによって、およそ六三〇年頃、イースト・アングリアに最初のキリスト教の教会が建てられた。」

「六三〇年頃、聖フェリックスが Rising 村から川を越えて Babingley に土地を求め、イースト・アングリアにおける最初のキリスト教の教会を建てた。」(Castle Rising 教区教会史誌より)

(b) 「キングス・リン郊外にある Fitcham 修道院は、ウォルシンガム修道院の分院として建てられたもの、聖母マリアに献納された。同教会の場所には、六〇〇年(?)にフェリックス司教によって建てられた建造物のうちのひとつがあったと言われている。」⁽¹³⁾

また、修道院長によって建てられた例としては、

(c) 「Theford ベネディクト修道会女子修道院は聖ジョージに献納。St. Edmund とティーン人との間の闘いを記念して、直後の一〇二〇年に、初代ベリー修道院 Uvis によって修道士たちのために建てられた。」⁽¹⁴⁾

(d) 「Hornig の聖ベネクト修道院は八〇〇年に、ベネディクト修道会のサクソン人修道士たちのグループによって

建てられた。院長は Suneman と呼ばれた。」⁽¹⁵⁾

王によって建てられた例としては、

(e) 「Blythburgh 教区教会。六二〇年にイースト・アングリアの王レドワルドが建てた。八七〇年にティーン人に襲われ、キリスト教信徒の王 Edmund は殉死、信仰とともに壊滅した。八七八年、アルフレッド大王が救済事業に取りかかったとき、Blythburgh 教会はこの地方のキリスト教礼拝の中心地となった。その後、三〇〇年間礼拝が続けられ、エドワード懺悔王は、一〇四二年に、ここに所領を持っていく。」⁽¹⁶⁾

(f) 「Beodricsworth 修道院(後のベリー・セント・エドマンズ)が Sigbert 王によって建てられた。Sigbert 王は王位を Eglic に譲位した後、ここで祈りの生活に入った。」⁽¹⁷⁾

このような私的な教会、私的な修道院が到るところに建てられ、広がった。その一つずつに修道院から修道士たちが送りこまれた。Dunham Castle 修道院からも行ったであろうし、聖ベネディクト修道会本院から一群がやってくる場合もあった。女子修道院を王族か貴族出身の女子修道院長がとりしきり、これに付属する一群の修道士が修道院の礼拝堂付司祭を勤めるとともに、周囲の住民のための司牧も

行った。修道士兼司祭はこのようにして育成されていったものと思われる。管理の単位はまだ教区 Parish ではなく、修道院聖堂で、修道士か司祭が半径十二マイル余の近在に住む信徒に、礼拝堂か戸外で福音を教え、ミサをたてた。

四

では修道士兼司祭は教会組織上、どこに所属したのであろうか。

イースト・アングリアでは六三三年に、ダニッチに司教区がおかれ、フェリックス司教が初代司教になった。六七三年にテオドロス大司教がイングラント教会を組織化したとき、ダニッチ司教区は二分され、Elyham にもう一つの司教区が置かれた。しかし司教区、教区の組織は曖昧ではつきり定まっておらず、司教が自由に使える管理機構はなく、司教は自分の管轄のもとにある聖職者ほとんどと接触をもたなかつた。司教はその土地の種族の司教であり、ヨーロッパ大陸のような都市の司教ではなかつた。従つて、初期の司教管区は、国の領域と一体をなしていたのである。

もう一方の伝道の流れであるアイルランド・キリスト教

は大きな特徴として、部族的であつた。それは教会区制をとつていなかつたし、大部分は司教座を持たない司教で、ローマ的意味での司教制度はなかつた。その現実生活は修道的であつた。通常のアイルランド修道院は単一の部族と結びついており、その院長を統制しうる教会組織上の上司を認めていなかつた。アイルランド的修道院生活は聖ベネディクトの修道生活の理想を全く表していなかつた。

アイルランドの修道院が単一の部族と結びついて発展していくという古来からの方式をとろうとすれば、サクソン王国の規模、部族の長としての王制は最適であつたに違いない。七王国のうち少なくとも四つの王国において、アイルランドからの布教使節団が成功を収めている。

イースト・アングリアの場合、Sigeberht 王は一行を歓迎し、修道院を建てる場所、土地すべてを用意して与え、援助した。

六三六年にはその弟王 Anna によつて、修道院のある処を Burga Castle 教区として認可された。王自身が修道院内部を美しく飾りたてるほどの打ち込みようであつたと記されている¹⁸。修道士兼司祭たちは司教との結びつきより、王の方が密接な関係にあつた。

二章 教会区制度創設運動と莊園の成り立ち

イングランドの「教会区 parish」はどのようにしてつくられたのだろうか。

イングランドの教会の組織づくりは、六六九年、カンタベリ大司教テオドロスの着任をもって始められ、二〇年間にこの精力的な老司教によって推進された。テオドロスは、ヨークの Chad 司教を Lichfield に送り、リポンの Wilfrid 司教をノーサンブリア、ロチェスター、ダニッチ、ウィンチェスターの司教たちの上に置いた。⁽¹⁹⁾

改革の本質は、テオドロスが十分な数の司教区を作ったという点にあった。修道院もまた一般の教会体系に従属させられた。テオドロスが司教区制度によって基礎をつくった結果、教会区 parish というものが芽生えていった。

全島がくまなく *episcopatum* に区分され、さらに細分化して教会区 parish に区画するという教会区制度創設の実際の推進者は、司教とセイイン thegn 層であった。俗界においては、森林を伐採して空地をつくり、そこに集落を増やしていくことであり、聖界においては、おのおの収入を保障

された司祭と礼拝堂をもった教会区に区画することであった。この二つの運動が相まって進められた結果、今日のイングランドの教会の基礎が築かれたものと思われる。

一

ところで教会の土地は、一体誰のものであったのだろうか。これには六世紀末から七世紀初頭にかけて、ローマ・カトリック・キリスト教の渡来とともに、教会を通じてローマ法が影響を与えた。ローマ法における土地法および土地所有方式が大きな作用を及ぼしたのである。

その第一は、王の土地 (*folklund*) を、臣下の土地 (*volkland*) に転換するという法的手続きである。すなわち、森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やすとそれは王の土地 (フォークランド) となる。七世紀以降、王のフォークランドが教会、修道院に寄進される手続きをとってボークランドに切り換えられていった。教会と修道院はこのようにして土地所有を形成していったのである。

八世紀以降、王自身がボークランドを集積するようになった。そして貴族層に対し、軍事的奉仕の代償として封土 *feoh* を与えた。封土はもともと恩貸土として性質が濃厚

で、レーンランドと称された。貴族層というのは部族国家
以来の在地豪族層で、彼らはこのようにして土地所有を形
成していった。この道程は九世紀末、アルフレッド大王治
世を画期として広範に進んだ。在地豪族層と、王の宮廷ま
たは王の側近の貴族たちすべてがセイイン *the gentry* と呼ばれる
新たな階層となった。

十世紀にかけて、王による教会、修道院への寄進とセイ
ンに対する下賜の手続きが頻繁に行われた。また王自身が
受領主になる例も珍しくはなかった。これらの寄進・下賜
は、土地と集落だけでなく、そこに定住する自由農民を寄
進先に隷属させる結果となった。すなわち、司教、修道院
長、セインを領主とすると、領主の土地を耕す領民という
家産的な関係に自由農民が組み込まれることになった。²⁰ わ
かりやすく言えば、司教、修道院長も私的な土地を所有し
て領主となり、その土地に定住するものすべてが領主に隷
属するという関係である。こうして司教も修道院長もアン
グロ・サクソン社会の封建的領主の一員となっていたわけ
である。

このように王領地、聖界所領、俗界所領が形成されて地
域が構成されていく様子は、ドウムズデイ・ブックによつ

て読み取ることができる。ドウムズデイ・ブックは一〇八
六年に作成されたものであるけれども、そこには一〇六六
年ノルマン征服時とそれ以前の、アングロ・サクソン時代
の所領主、規模などの様子が記述されてある。記述の方法
は地域によつてまちまちで、統計資料としては難があつて
学界で論議がなされているようであるが、当時の地域調査
に基づいた史料は非常に貴重である。当時の教区の様子を
知る唯一の手掛かりとして利用されている。²¹

ドウムズデイ・ブックに、エドワード王の時期のダニツ
チの規模がある。

俗界領の例を示せば、

「エドワード王の治世に *Edric of Laxfield* が *Dunnevic* を
マナーとして所有した。現在 (一〇八六年) は *Robert*
Maler がそれを所有している。二カルケイト²³の土地があつ
たが一カルケイトは海に持ち去られ、現在は一カルケイ
ト。現在はすき一台。一二人の *Bordars* (*small holders*) が
いたが現在は二人。それから二四人のフランス人が四〇エ
ーカーの土地に在住、彼らはこの荘園に税を全納する。²⁴ そ
れに一二〇人の自由民が現在は二三人。そして一七八人

の貧民。それからかつては一教会であつたが現在は三教会、彼らは四ポンド一〇シリングを納める。以上すべて総額五〇ポンド一〇シリングと六〇、〇〇〇匹のニシンを物納する。エドワード王治世の時は一〇ポンドであつた。⁽²⁵⁾」

王領地の例として、Hingham 教区が挙げられよう。

「九二五年、アルフレッド大王の孫 Athelstan 王の土地で三〇〇年間続いた。六〇カルケイトの耕地がある。従つて、莊園裁判所より王立裁判所に属していた。聖アンドレ教区教会が建つてゐる。⁽²⁶⁾」

修道院領の例として Ranworth 教区が挙げられよう。

「Ranworth 教区はノルマン征服以前は Gaertan 伯の七人のソックマンと八牧草地と一カルケイトを保持していた。こゝは Holme の聖ベネット修道院の地所であつた。教区教会と教区は、数マイル向かうの River Yare の土手にある同修道院に所属していたと、記録にある。カヌート王によつて、一〇二〇年に同教区に聖ベネット教区教会が建てられた。⁽²⁷⁾」

ノーフォーク Norfolk 州のドウムズデイ・ブックには、国王に次いで六二人の直屬受領者（国王から直接土地を下賜・寄進された者）の名前が記録されているが、その主なも

のを聖界所領と俗界所領とについて見てみよう。一一世紀ノーフォークにおいては、合計すると王領地とほぼ同程度の所領が教会領に所属している。この中で最も強い影響力を保持したのはセトフォード司教ウイリアムで、その所領はホルト Holt ハンドレッドを中心に散在している。次に規模は劣るが、ホルム Holme 修道院、ラムジィ Ramsey 修道院、ベリー・セント・エドマンズ Bury St. Edmunds 修道院所屬の所領が散在している。世俗所領についてはウイリアム・ド・ウォレン William de Warenne とロジャール・ビゴット Roger Bigot が多数の所領を有している。ウイリアム・ド・ウォレンはノーフォーク州の八〇以上の集落に莊園を所有している。⁽²⁸⁾

ノーフォークにおいて主な直屬受封者が所有した莊園の数は次の通りであつた。⁽²⁹⁾

王領地

莊園數

九五

俗界所領

ウイリアム・ド・ウォレン

一四五

ロジャール・ビゴット

一八七

聖界所領

セツトフォード司教ウイリアム	九八
ペリー・セント・エドマンズ修道院	五三
イーリー修道院	三八
ラムジイ修道院	一一二
ホルム修道院	七七

三

イングランドにおける教会区制度創設運動は、俗界においては森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やしていくこと、聖界においては、各々収入を保障された司祭と礼拝堂をもった教区に区画することであった。この二つは相まって進められたのであるから、前節で述べたように、聖界所領、俗界所領、王領地が形成されていくのと、それが教区 parish に区画されるのとは同時進行であった。

教区組織は、まず一つの村に、次には隣の村にと漸次芽生えていった。

では教区 parish の範囲はどのようにして決められ、区画されたのであろうか。

(a) 聖界所領の例としてサウザンプトン州にあるクロンダル Croudal 荘園をみてみよう。クロンダル荘園は、アン

グロ・サンクソン期に王からウインチェスター司教座聖堂教会に授与された。同荘園は複数の教区から構成される。

東部のファーンバラ教区 (面積、約二〇エーカー)、北部のイエトレ教区 (面積、一〇、〇三六エーカー)、西部のアルダースホット教区 (面積、四、一四四エーカー)、西部のロング・サットン教区 (面積、二、二六七エーカー)、中央部のクロンダル教区 (面積、九、六一四エーカー) から構成される。はじめ集落に編成されたが、のちに教区に編成された。それぞれが礼拝堂をもっている。そしてファーンバラ教区を除き、ことごとくクロンダル教区司祭の管轄下に置かれている。集落の編成をみると、イエトレ教区はイエトレ、ハウリー、ブラムベスヘート、サウスウッド、ミンリー、コウヴの六集落から成る。クロンダル教区はクロークハム、スワンスロープ、デイツベンハル、イーウエスホットの四集落とイチェル、バトリリーの二領域である。³⁰⁾

これを見ると一荘園の中に五つの教区が入っていることと、一つの教区に同じ方面の多数の集落が入っていることである。荘園にとつて、管理しやすいように教区が編成された感じが否めない。

(b) 世俗所領としてノーフォーク Heydon 教区の例をみ

てみよう。Heydon は Stinton 集落の一部であった。Stinton 荘園が Salle 教区の中まで伸びていたのである。⁽³¹⁾ やがてその部分が Heydon 教区になり、そこに別個の教区教会が建てられた。⁽³²⁾ ここでは荘園が拡大していった場合、集落の中を分離して別の新たな教区を編成している。

これらのことから言えることは、荘園の都合、主として管理上の都合から教区は区画されている。数個の集落をまとめて一教区にしたり、一つの集落の中を分けて数個の教区に区画したりした。従って集落と教区とは一致しないことになる。

(c) 次に羊毛のトレードで栄えた市場にある教区をみてみよう。ノーフォークの Reepham には三つの教区が集合している。各々の教会が、マーケットに都合のよい場所に面し、取り囲むように集まって来た。中世には教会の敷地に三教会が境界線を触れ合っていた。⁽³³⁾

各々の教区は、ノーフォークの標準的な面積を基準にして保持された。Reepham 教区は Kereston 集落と北西部を二、四九七エーカー、Whitew 三教区は南部分を一、五二五エーカー、Hackford 教区は西部を一、八三八エーカー、である。⁽³⁴⁾

羊毛マーケット Reepham, Whitewell, Hackford の三教区の面積と、例 (a) のクロンダル荘園の各教区的面積とを比較してみると、クロンダル荘園の教区の方が大きい。広い範囲で区画されている。それはクロンダル荘園が司教座聖堂教会の聖界所領であり、管理に要する人手にも不自由なかつたせいではなからうか。

以上のことから、教区の範囲は、第一に荘園の領主が支配できる広さで区画されていた様子がうかがえる。

「教区 parish」がローマ・カトリックキリスト教会における教会区組織の末端の単位であるにもかかわらず、実体は荘園の意向にかかわっていたということである。たとえ聖界所領であつたとしても、荘園の管理という世俗的理由で教区が区画されていた。

イングランド教会においては、教区は司教区でありながら実際は荘園に所属していたのである。

三章 教区教会と教区司祭の配置と

十分の一税

ではイングランドの「教区司祭 parish priest」はどのよ

うに配置されていたのだろうか。

前章で述べたように、ブリテン島の土地は聖界所領(司教・修道院)、俗界所領、王領地とに形成された。そして所領を教区に区分する際は、それぞれ所領の領主が荘園として管理しやすい範囲に区画したのであった。司教も修道院長も荘園の領主として、自分の荘園を自分の都合のよいように広さを定めた。これが、大陸の都市に発達した司教区やローマ教会の司教区として細分化された教区とは異なる、イングランドの特殊事情である。

ここで教区の範囲についてまとめておくと、

(1) 集落が一つの大きな集合体である地域では、教区と範囲が同一であった。

(2) 集落が小村や一軒の農家しかなかった場合は、一教区内にいくつかの集落が入っていた。

(3) 後に集落が面積、人口増により拡大した場合は、集落の中がいくつかの教区に分割していった。

(4) 収穫、収入を感謝して十分の一税を捧げる母体としての教区教会に一教区としてあり余る収益があがった場合、同一教区内に別に教区教会が建てられた。Norfolk、Suffolk 地方は羊毛マーケットで栄えた教区が多く、前章

に挙げた Reepham 教区が良い例である。⁽³⁵⁾

以上述べたことにより教区の単位は集落とは一致しない。

教区組織は、まず一つの村に、次には隣の村にと漸次芽生えていった。そしてノルマン征服前までにはブリテン島の大部分は教区教会と教区司祭を備えていたというから、六六九年にテオドロスによって始められてからノルマン征服の一〇六六年まで、四〇〇年の年数がかかっている。四〇〇年かけて教区がつくられ、教区教会が建てられ、教区司祭が配置されていったのであった。それには「私有教会」の制度、修道・司教座双方の「参事会員」の団体の発達、荘園制度が作用したのであるが、いずれも事実の方が法や規則に先行した。

一

教会区制度創設の主たる推進者は、司教とセインの層であった。司教は、世間に広く散在して俗人と常に直接に接触している、俗世にある、つまり修道生活をしていない聖職者の成長に力をそそいだ。

族長やセインによって自家用の祈禱所や礼拝堂が次々と

大量にできた時、礼拝堂付司祭が求められた。司教は司教座聖堂の中で、需要に応えるべく司祭養成を始めた。近在の集落から資質を備えた聡明な少年たちが選ばれ、集められた。

これが司教座聖堂の参事会の発端となった。「参事会員」[canon]のための一種の戒律が編纂され、『参事会員法』として、アーヘンの教会会議で發布されるのが八一六―一七七年である。⁽³⁶⁾既にそれより以前に、六三三―六五〇年の間に、イースト・アングリアにおいてはダニツチの初代司教 Felix によって始められた。フェリックス司教はダニツチの他にもキングス・リンに司祭養成のための修道参事会小修道院を設立している。後にアウグスチヌス修道参事会則による Fitcham Priory として整えられるわけであるが、⁽³⁷⁾事実の方が法や規則に先行した例である。

やがて教区が区画され、そこに教区教会が建てられたとき、私有教会の礼拝堂付司祭や祈禱所付司祭たちが兼任した。司祭についていうならば、どこでも低い身分の者か農奴の生まれで、その土地の領主から任命されるのが普通であった。貴族の子弟が修道院へ豊かな富を伴って入ったのに対し、司教座聖堂学校の方は将来、荘園で働く農奴たち

を相手に教区を管理する人間の養成であった。荘園に従属する教区司祭は、農奴たちと同じ身分の者が好都合と考えられたのであろうか。

教区司祭となって教区に戻るといふことは、「領主」に隷属する元の身分、農奴と同じことになったのである。十四世紀にチヨースーが『カンタベリ物語』の中で描いた、教区にあっていつも貧しく、農夫の兄弟をもつ教区司祭の源流をここに見てとることができる。

二

教会区制度創設のもう一方の推進者はセイン層であった。前述のとおり、土地は聖界所領、俗界所領、王領地の三つに形成されたが、これら聖俗所領はすべてが直屬受封者によって現実に経営されていたわけではなく、多くは再受封者が保有していた。⁽³⁸⁾

例えばイースト・アングリアの王領地は九五荘園あったが、そのうち一四が直営荘園、残り六七荘園が貸借地、一四荘園がウィリアム・ド・ノイエによりに経営されていた。⁽³⁹⁾

このように不在所領主の土地を実際に耕していたのが地

元のセイン層である。所領が区分されて教区が定められると、そこに教会、まだ木造であったが、それを建てたのが、セイン達であった。もともとは自家用礼拝堂であったのを寄贈する場合もあった。セインの所領ではない教区の土地に、セインが教区教会を建てた場合、教会は一体誰の物になるのだろうか。

普通、教会の内なる都市の司教、というローマの概念からすると教会法の原則により、教会の土地は祭壇に付属していた。これに対してイングランドは、国王の支配下にあつて所領をもつ司教を擁する〈領邦教会〉というドイツの概念に近く、従つて私有教会堂と私的任命による司祭とについては、地上にあるものは土地領主の財産であるとするドイツの法原則が適用された⁽⁴⁰⁾。即ち土地の領主に所有権がある。よつて教会を建てた者、この場合セインが土地の領主に教会を贈る、という手続きがとられたのである。

こうして個人の私有財産である教会、「領主」の「家臣」である司祭という概念がいたるところで見られようになつていった。そして四〇〇年にわたつて西ヨーロッパのほとんど全域に〈私有教会〉制度が登場した。ここでも事実が法に先行したのであつた。教会は不動産の一つと見なされ

るようになった。それは売買、遺贈、交換することができ、相続人や遺贈を受けた者の間で分割することができるともできる。十分の一税を親族や修道院に与えることができる。他の定期的な寄進も同じである。しばしば教会の所有者の農奴である司祭は封建家士であり、その職は贈り物として使われたり、〈恩賞〉として与えられたりした。

教皇ザカリアス(位七四一—五二)は私有教会を禁止しようとしたが挫折し、八二六年、教皇エウゲニウス二世は私有教会制度を全面的に承認した。修道院あるいは礼拝堂は、正当な手続きによつて建設されれば、創建者の手から取り上げることができず、創建者は司教の受託を条件として、自分の好きな者を司祭に自由に任命することができた。

一度手に入れてしまうと、所有者は贈り物、遺産とともに年貢を受けとる。教会は所有者の財産で、所有者はそれを移転することさえあり、十分の一税の大半を自分のものとする。司祭は、わずかな土地、十分の一税と献金の一部を託されるが、その代償に税を納め賦役を行わなければならなかった。

教会と、司祭を含むいっさいのその付属物は、所属する地域あるいは封建所領（恩賞地）の封建制に取り込まれた。教会自体が聖職者になったのである。

司祭は、忠誠の誓いをたてて、領主に奉仕をする。この奉仕は第一にミサをたて秘跡を授ける霊的な奉仕であったが、その他ありとあらゆる公証人の仕事、土地の管理まであった。司教は自分の私有教会の上級領主となり、世俗の諸侯と同じように、配下の教会を搾取した。かくして、教区は社会的にも教会組織の面でもその本質を喪失し、教会は一般に、司教の教会、修道院あるいは参事会の教会、世俗諸侯の教会の三つに分かれることになったのである。⁽⁴⁾

三

「十分の一税」が教区司祭の収入源として、世俗領主の年収の一割を当てる制度であった時期がある。⁽⁴²⁾それを一般教区民にも課税するようになったのは一体いつ頃からなのだろうか。

エドガー王（九五九—九七五）のとき、修道院改革運動がフランスから伝わってきた。「クリユニティー主義」運動は、ベネディクト修道会の分派の一活動であった。修道院の規

律と禁欲主義の理念を多くのイングランドの修道院において強制した。この修道院復興運動によって、教区教会や教区司祭の新設の運動が勢いを増したのである。そしてこのとき、十分の一税制度が設けられた。

この頃になると再下封といつて、領地の一部を第三者に譲渡、または売却して新たな領地取得者との間に封建的な主従関係を結ぶことが盛んに行われた。その過程は、大きな集落を小さな荘園に細分化することになり、新たな教区の境界を定める必要が生じた。次第に教区が十分の一税を徴収するための行政単位として重要さを増していた時であり、そのためにも区画整備は一層促進されたのである。

十分の一税とは、教区の教会に経済的収益の十分の一を納付することを義務づけた課税である。テオドロスによつて教区制がはじまった時は、まだ単に献金という形であった。献金は三つか四つの部分に分けられ、その一つは司教に、残りのうちの一つは司祭の生計に、その他は教会のさまざまな活動に振り向けられた。

エドガー王治世から十分の一税が強制的制度となり、十世紀以降、教区聖職者がその徴収と管理の仕事を担当した。しかし地上にあるものは土地領主の財産であるという

ドイツ法の概念から、教会に属するものはすべて新たな領地取得者の手に渡った。同時にフランスからの修道院改革運動がクリュニ―憲章をもたらしした。そこには、教会は「司祭の住居、そのすべての領地、十分の一税、土地、ぶどう畑、牧場、囲い地、農奴、その他すべて教会に属するものなどとともに贈与される」とある⁽⁴⁾。これが都合のよいように解釈され、領地の譲渡によって十分の一税を含むすべてが新たな莊園の領主のものになったのである。

結 び

教会区制度創設は、俗界においては森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やしていくことと、聖界においては各々収入を保障された司祭と礼拝所をもった教区に区画することの、この二つの運動が相まって進められた。その結果、土地所有の形成は、領主の土地を耕す領民という封建制度の確立につながった。司教と修道院長も聖界所領の領主であった。領主の莊園が教区 *Parish* に区画され、領主の土地にあるものは、建物も人間も含めて領主の所有と考えられた。教区司祭も教区教会もそれらはすべて私有教

会制度に源を発している。私有教会の「私」は、莊園の領主を意味する。こうした私的教会制度からの教区教会、教区司祭の成立史はフランスやドイツ、その他ヨーロッパ大陸の田園部においてもみられたが、イングランドの場合はそれが全島にわたって行われた。当時ブリテン島はローマからはるか遠く離れており、野蛮な未開の地であった。この後進性がイングランドに独特の教区司祭を生み出していくことになったのかもしれない。

注

- (1) 一般参考文献 Sir Frank Stenton, *The Oxford History of England, Anglo-Saxon England, C.550-1087*, Oxford, 1971.
The Sphere Illustrated History of Britain C. 55BC-1485, ed. Kenneth O. Morgan, Oxford, 1985.
佐藤、早川共編『西欧中世史』上巻、ミネルヴァ書房(京都)、一九九五年。
- (2) ベーダ、『イギリス教会史』、長友栄三郎訳、創文社、一九六四年。聖フェリックスに関しては第二卷十五章、聖フルサに關しては第三卷十九―二十三章にある。
Charles Plummer, ed., *Venerabilis Baedae Opera Historica*,

- (Oxford University Press, 1956.) B. Colgrave and R. A. B. Mynors, eds., *Bede's Ecclesiastical History of the English People* (Oxford Medieval Texts, Oxford: Clarendon Press, 1969.)
- (3) Rev. H. V. Edward, *The Church of Holy Trinity Blythburgh*, Blythburgh Parish Church, 1986, p. 2.
- (4) Katharine Chant, *The History of Dunwich*, Dunwich Museum, Suffolk, 1986, p. 8.
- (5) ヘーダ、第二卷十五章。
- (6) Louis H. Dahl, *The Roman Camp and the Irish Saint at Burgh Castle*, Burgh Castle Parish Church, 1913, p. 12.
- (7) ヘーダ、第三卷十九章。
- (8) Abbot M. A. C., *St. Furse of Burgh Castle and Peronne*, Burgh Castle Parish Church, 1971, pp. 1-7.
- (9) ヘーダ、第三卷二十三章。
- (10) ヘーダ、第三卷二十一章。
- (11) ヘーダ、第三卷二十二章。
- (12) Abbot M. A. C., *op. cit.*, p. 4.
- (13) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, King's Lynn, Norfolk, 1973, p. 45.
- (14) *Ibid.*, p. 111.
- (15) *Ibid.*, p. 53.
- (16) Rev. H. V. Edward, *op. cit.*, p. 3.
- (17) Abbot M. A. C., *op. cit.*, p. 4.
- (18) *Ibid.*, p. 3.
- (19) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の成立』講談社、昭和五六年、六九—七八頁。
- (20) 赤沢計真、『土地所有の歴史的形態』、青木書店、一九七七年、三一—三三頁。
- (21) ドウムズデイ・ブックは『ヴィクトリア州別史』のノーフォーク第一巻収録の英訳を使用。V. C. H., *Norfolk*, Vol. I.
- I.
- ノーフォークについての主な地方史料は *Original Paper Published under The Direction of the Committee of The Norfolk and Norwich Archaeological Society* 刊行の機関誌を利用した。
- (22) マナー manor、荘園のこと。
- (23) Carnate。一台の犁耕隊が一年に耕作できる広さの単位。約八〇エーカーとも、約二二〇エーカーともある。
- (24) ノルマン征服後、商取引のため来島した人たちのこと。
- (25) Katharine Chant, *op. cit.*, p. 12.
- (26) M. E. Lonsdale, *Hingham in History*, Hingham Parish

- Church, 1996, p. 2.
- (27) Basil O'Ferrall, *Ranworth, A Village and Church on the Broads*, Ranworth Parish Church, 1981, p. 6.
- (28) 米川伸一、『イギリス地域史研究序説』、未来社、一九七二年、七四頁。
- (29) G. Manford, *An Analysis of the Domesday Book of Norfolk*, 1858, p. 2. and pp. 57-9.
- (30) Francis Joseph Baigent, *A Collection of Records and Documents relating to the Hundred and Manor of Crowdal in the County of Southampton, part I, Historical and Manorial*, Hampshire Records Society, London and Winchester, 1891.
- (31) W. L. E. Parsons, *Salle, Its Church, Manors and People*, Jarrods, Norwich, 1937.
- (32) C. L. S. Linnell, *Heydon Church*, Heydon Parish Church, 1963, p. 2.
- (33) Richard Butler Stoney, *The Church of St. Mary, Reepham*, Reepham Parish Church, 1993, p. 4. (下図参照)
- (34) *Ibid.*, p. 4.
- (35) *Ibid.*, p. 6.
- (36) 上智大学中世思想研究所編訳、前掲書、三六一―二頁。
- (37) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 45.

